

2015年山木屋合宿報告

2015/10/24 宮腰

日 時：2015年9月27～28日

場 所：土湯温泉 山水荘

参加者：弁護士山木屋班10名，山木屋原告37名

【1日目】

- 1 原発被害を巡る情勢等について（鈴木共同代表）
- 2 福島原発避難者訴訟の報告と課題（米倉幹事長）
- 3 山木屋被害実態についてのグループ討論 [後記第1]

【2日目】

- 1 ADRについての説明（坂口弁護士）
- 2 ADRについて質疑応答，弁護士緊急会議 [後記第2]
- 3 原告団からの報告

第1 山木屋被害実態についてのグループ討論概要

1 進行

5つの班（各班 弁護士2名，原告7～8名）に分かれて討論した後，全体で内容を確認しあった。

テーマ例として，以下の3つを念頭に置きつつ議論した。

- ① 山木屋への帰還について（帰還の意思，帰還の可否など）
- ② 農業・事業の再開の意思・見通しについて（再開の可否，その理由）
- ③ 避難先での生活の苦勞・不満・将来への不安

2 討論概要 [別紙1]

(1) 山木屋への帰還について（帰還の意思，帰還の可否など）

帰りたけれど，農業再開は難しく，仕事がない，インフラがない，コミュニティがない，などの理由から現実に帰還することには消極的な意見が多かった。山木屋外に住宅を確保しつつ山木屋にも通うことを考える人が多かった。高齢世代は戻りたい気持ちが強く，若い世代は戻らない考えを持つ傾向がある。

(2) 農業・事業の再開の意思・見通しについて（再開の可否，その理由）

放射能汚染された土地での農業再開に消極的な意見がほとんど。移住先での再開にも消極意見が多い。農業や畜産は長年にわたる土地の手入れが必要であり，土地を変

えればよいというものではなく、除染や放置の後に再開することに悲観的。花卉栽培に可能性を見いだす意見はある。年齢が高いと一からやり直すことは時間的体力的に難しい。

(3) 避難先での生活の苦勞・不満・将来への不安

ひきこもりが問題となっている。周囲に知り合いがいないことや差別的扱いを受けることが原因か。仮設は狭いが山木屋同郷の知り合いがいてコミュニティがある点でマシという意見あり。山木屋と避難先との二重生活で経済的負担が大きい。

第2 山木屋ADRについての議論

1 ADR準備状況

合宿前、山木屋第1次提訴原告25世帯のうち、ほぼ資料の揃った10世帯につき、10月上旬の申立てを予定していた。

しかしながら、合宿で菅野清一原告団団長から、住宅確保損害の評価について問題提起がなされ、ADR手続上の取り扱いについて弁護団で持ち帰り検討することにし、申し立て時期を11月上旬まで延期することにした。申し立て時期延期に伴い、できる限り第1次提訴原告25世帯全部の申立を目指すこととした。

2 住居確保損害との関係

(1) 菅野団長からの問題提起

2013/12/26 中間指針第4次追補に基づく住宅確保損害について、昨年秋以降に東電から手続の提示がなされ、既に直接請求して福島市内や山木屋で家を建てた住民が多数いる。

この住宅確保損害は、事故発生日時点の居住住所と同一所在の宅地(400㎡分)とその土地にある全ての建物(居住・非居住問わず)を評価して賠償上限金額を算出することになっている。山木屋住民の中には1億円以上の上限額を提示されている者もいる。

住居以外の建物(例えば同じ敷地上の倉庫)も住宅確保損害算定の際には居住用建物と同様に評価される。住宅確保損害で居宅同様の評価を受けた倉庫をADRで倉庫は倉庫として評価すると、ADR請求額のほうが低くなってしまう。

住宅確保損害の上限額算定対象となる宅地・建物については、ADR項目から外したほうがいいのか。

ちなみに、野村弁護団のADRで、住宅確保損害では住居として評価された倉庫が、ADRでは住居なのかどうか問題となり、倉庫の居住実態について釈明を求められているという話がある(詳細不明)。

(2) 弁護団の議論（一部、合宿後の班会議での議論含む）

- ・直接請求のほうが早いし有利だという判断であれば、申立人が各自の判断で直接請求をすればよく、ADR請求するかどうかは各自の判断に委ねればよい。
- ・住宅確保損害上限額の算定は複雑なため、申立人本人にとって直接請求とADR申立てのどちらが金銭的に有利なのかは判断しにくいから弁護士に判断してもらいたいという意見もある。しかし、比較が複雑で難しいのは弁護士にとっても同じ。
- ・直接請求の場合は住宅確保の具体化（契約締結等）が前提になっているので、まだ住宅を確保していない場合にはお金がおりない。これに対しADR申立はまだ住宅確保をしていない段階で支払いを求める点で違いがある。
- ・金額の多寡だけに拘泥すべきでない。住宅確保損害は使った分だけ支払われるのであって上限額が全額支払われるわけではない。ADRでは、使わなくても支払うよう求めるものであるが、請求額がそのとおりに認められるわけではない。
- ・先に直接請求で受領した金額は、後のADRにおいて控除されるだけ。ADRで先に受領し、その後に住宅確保損害を直接請求する場合も、先の受領額が控除されるだけ。（ただし、どの範囲で重なり合いを認めるのか議論の余地有り。）
- ・すでに住宅確保損害を受領した者は、対象物件をADRの項目に載せていない場合が多い。申立人から出された資料に基づき申立を進めるのがよい。
- ・ADR申立後に、東電から住宅確保損害の既払金を控除する主張が出たとき、どの範囲で重なり合いを認めることになるのか、今後検討が必要。

3 山木屋班の今後の段取り

- 10/27（火）正午まで 申立書別紙・証拠説明書・財物一覧表のデータ送信締切
- 10/30（金） 証拠（2部）、委任状を高橋右京弁護士（渋谷共同）宛郵送必着
- 11/2（月）17時～ 申立書類チェック作業 @渋谷共同
- 11/4（水）13時～ 申立て @原賠センター第一東京事務所
記者会見 @弁護士会館（部屋未定）

以上